

公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナル
競走馬マイクロチップ埋込推進事業実施要領

平成 27 年 12 月 17 日理事長達第 13 号

1 目的

この要領は、公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナル（以下「本財団」という。）が、日本中央競馬会（以下「競馬会」という。）及び地方競馬全国協会（以下「地全協」という。）からの助成金又は補助金を受けて、軽種馬へのマイクロチップ埋め込みの推進とマイクロチップを利用した個体識別及び登録業務の効率化等を図るための「競走馬マイクロチップ埋込推進事業」（以下「本事業」という。）を行うに際して、日本中央競馬会競馬振興特別助成金交付要綱（平成 3 年 11 月 12 日付理事長達第 20 号）、地方競馬全国協会競走馬生産振興事業補助実施要綱（平成 17 年 3 月 24 日付 16 地全協畜第 128 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業内容

(1) マイクロチップ埋め込みの推進

生産牧場等の飼養者に対するマイクロチップ埋め込みに要した費用の一部を助成する。

(2) マイクロチップ埋め込みの円滑化

マイクロチップ埋め込みを起因とする傷病の発生状況の調査等を実施する。

(3) その他、競馬会理事長及び地全協理事長が特に必要と認めるもの。

3 助成金交付申請

本財団は、助成金の交付を申請しようとする場合、本事業の事業内容、実施に係わる費用等を記載した助成金交付申請書に競走馬マイクロチップ埋込推進事業実施計画書、収支予算書及び実施要領を添えて、事業実施前までに競馬会理事長及び地全協理事長に提出し、承認を得るものとする。

4 事業計画の変更

本財団は、3で承認を得た事業実施計画を変更する必要がある場合、変更する内容及び事由を付して、競馬会理事長及び地全協理事長に事業実施計画の変更申請を行い、その承認を得るものとする。

5 報告書の提出

本財団は、事業終了後 30 日以内に、競走馬マイクロチップ埋込推進事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）を作成し、競馬会理事長及び地全協理事長に提出しなければならない。

6 会計区分、助成金等の返還

(1) 会計区分

競馬会及び地全協から交付された助成金については、本財団の会計規程に基づき、区分経理するものとする。

(2) 助成金の残額及び利息の返還

本財団は、事業終了後、助成金に残額を生じた場合は、実績報告書に記載のうえ、これを競馬会及び地全協に返還するものとする。交付された助成金により生じた利息についても、同様とする。

7 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成28年12月31日までとする。

8 その他

(1) 本財団は、この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

(2) 3及び6中の「助成金」とあるのは、地全協に係るものにあつては「補助金」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成28年1月1日から施行し、3に規定する競馬会の承認があつた日から適用する。